

## 幼児教育・保育無償化に係る施設等利用費 請求方法について

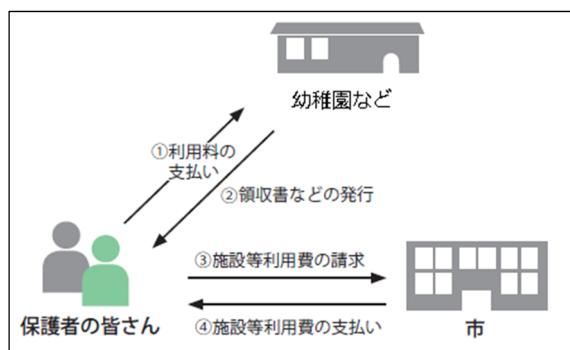
### 1. 無償化対象額

預かり保育の利用料については、月額上限 11,300 円（利用日数×450 円まで）の範囲で無償化の対象となります。

ただし、無償化の対象は利用料（保育料）であり、通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでおり保護者の負担となります。

### 2. 請求方法

預かり保育の利用料（保育料）は、施設にお支払いいただき、支払った費用を後日、市に請求していただきます。（償還払い）



- ① 預かり保育の利用に対し、利用料（保育料）を利用した施設に支払います。
- ② 1か月ごと（または3か月ごと）に、施設から「提供証明書兼領収書」が発行されますので、大切に保管してください。
- ③ 「施設等利用費請求書（預かり保育事業用）」に下記の書類を添付して、四半期ごとに守谷市にて請求していただきます。
  - 添付書類
  - ・提供証明書兼領収書

### 3. 請求書の提出期限および支払日

利用期間	請求書提出期限※ (注① 保護者→市) (注② 保護者→施設経由→市)	振込日 (市→保護者指定口座)
4月～6月利用分	7月15日必着	8月末日までに振込
7月～9月利用分	10月15日必着	11月末日までに振込
10月～12月利用分	1月15日必着	2月末日までに振込
1月～3月利用分	4月15日必着	5月末日までに振込

※15日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌平日を請求書提出期限とさせていただきます。

※注①：守谷市外の施設に通われている場合、請求書は直接、市役所にご提出ください。

注②：守谷市内の施設に通われている場合、請求書は施設に提出となります。施設への提出期限については、各施設にご確認ください。

### 4. その他

- ・請求書の様式は、市すぐすく保育課窓口にて配布するほか、市ホームページからダウンロード可能です。

#### 〈問合せ先・請求書提出先〉

〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の 1  
守谷市役所すぐすく保育課 保育グループ  
TEL 0297-45-1111 (内線 158・159)  
FAX 0297-45-6527